2 地 方 税 制 の 動 き (令和2年度)

(1) 地方税制改正のあらまし

令和2年度地方税制改正の概要は、次のとおりである。

ア 法人住民税・法人事業税

(ア) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長・拡充

控除割合を寄付金額の3割から6割に拡充し、認定手続を簡素化した上で、適用期限を令和6年度末まで5年延長する。

- ※ 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用
- (イ) 電気供給業に係る課税方式の見直し

送配電部門の法的分離に伴い、発電事業及び小売事業に係る法人事業税について見直す。

改正前	
収入割 1.0%	

改正後			
資本金1億円超	資本金1億円以下		
収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%	収入割 0.75% 所得割 1.85%		

※ 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用

イ 個人住民税

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から見直す。

- (ア) 未婚のひとり親に寡婦(夫) 控除を適用(控除額30万円)
 - ※ 令和3年度分以後適用
- (イ) 寡婦(夫)控除の見直し
 - ・ 寡婦に寡夫と同じ所得制限(合計所得金額500万円)を設ける。
 - ・・子ありの寡夫の控除額(改正前26万円)について、子ありの寡婦の控除額(30万円)と同額とする。
 - ※ 令和3年度分以後適用

ウ 固定資産税

- (ア) 所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応
 - ・ 登記簿上の所有者が死亡している場合、条例により、現所有者に氏名・住所などを申告させることができる制度を創設する。
 - ※ 令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者に適用
 - ・ 一定の調査を尽くしてもなお、固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、使用者を所有者と みなして課税できる制度を創設する。
 - ※ 令和3年度分以後適用
- (イ) 5 G投資促進税制の創設

ローカル5G基地局に係る一定の償却資産について、課税標準を3年間価格の2分の1とする。

※ 令和4年3月31日まで適用

工 還付加算金等

還付加算金等の割合を現行(令和2年度中)1.6%から1.1%(注)に引き下げる。

(注) 令和2年中の割合を基にした割合

- ※ 令和3年1月1日以後の期間から適用
- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制措置(地方税)について

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症への対策として、次の地方税法上の措置が講じられた。

ア 徴収猶予制度

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入に相当の減少(前年同期比概ね20%以上の減少)があった場合に、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を創設する。

※ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するものに適用

6 I 概 観

イ 固定資産税・都市計画税

(ア) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る軽減措置の創設 令和3年度課税分に限り、売上高の減少率に応じて、課税標準を2分の1又はゼロとする。 ※ 令和2年2月から同年10月までの任意の3か月間において、売上高が前年同期比で、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

(イ) 生産性革命の実現に向けた特例措置の拡充・延長(固定資産税のみ)

中小事業者等が取得した生産性向上に資する一定の機械・装置等に対し、3年間、課税標準を条例で 定める割合(ゼロ以上2分の1以下)とする軽減措置について、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物 を加えた上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を令和4年度末まで2年延長する。

ウ 自動車税・軽自動車税

自家用乗用車に係る環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

エ 個人住民税

(ア) 寄付金税制の拡充

中止等された一定のイベントの入場料等について、顧客等が払戻しを請求しなかった場合、条例で定めるところにより、放棄した金額を寄附金税額控除の対象とする。

(イ) 住宅ローン減税の適用要件の弾力化

住宅ローン減税の控除期間を13年間とする特例措置の適用要件(改正前:令和2年12月31日までの入居分)について、令和3年12月31日までの入居分に緩和する。

才 不動産取得税

耐震基準不適合既存住宅に係る減額措置の適用要件(改正前:取得から6月以内の入居)について、耐震改修工事終了から6月以内の入居に緩和する。

(3) 都独自の改正

以上の地方税制の改正のほか、都においては、次の措置を講ずることとした。

○ 法人都民税

法人税割に係る超過課税の適用期限を令和7年9月30日まで5年延長する。

○ 法人事業税・個人事業税

中小企業者向け省エネ促進税制の適用期間を5年延長する。

○ 固定資産税・都市計画税

小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に係る固定資産税等の減免措置及び商業地 等に係る固定資産税等の負担水準の上限引下措置について、令和2年度においても継続する。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税等の減免措置を、令和3年3月31日まで1年延長する。

(4) 令和2年度東京都税制調査会答申の概要

令和2年11月17日、東京都税制調査会(以下「都税調」という。)は「令和2年度東京都税制調査会答申」を取りまとめ、知事へ提出した。

都税調は、地方分権の時代に相応しい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方を検討し、都の立場からだけでなく、地方全体の立場から提言していくことを使命として、平成12年5月に設置された知事の諮問機関である。

3年を1期とする都税調では、本来、令和2年度が第7期の最終年度にあたる。しかし、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が社会経済に甚大な影響を及ぼしている状況に鑑み、令和2年度のテーマを「感染症対策と税制」に絞り、感染症対策に必要な税制措置や、将来の感染症リスクを見据えた税制の構築などについて提言した。

以下、令和2年度の答申の概要を紹介する。

ア コロナ危機下の経済社会

(ア) 未曾有の経済危機

a 2020年4-6月期の我が国の実質GDPは、前期比7.9%減、年率換算28.1%減で、統計を遡れる1955年以降 最大の落ち込みとなった

- b ただし、影響は産業や業種によって異なる。観光、飲食、アパレル等の売上は大きく減少する一方、電子 商取引、スーパー等は売上を伸ばした
- c コロナ禍で最も経済的影響を受けたのは、非正規雇用労働者、中小企業、フリーランスなど相対的に所得 水準が低い傾向にある人々であった
- (イ) 加速する社会変化
 - a 感染症や災害のリスク、コロナ禍で加速する社会変化に鑑み、サービスの質(QoS)を向上させる、思い切った行政のデジタルシフトが求められている
 - b 経済・教育・医療等、様々な分野でオンライン化が進み、電子商取引やキャッシュレス決済も広がるなど、 従来の暮らしや働き方が変容しつつある

イ 感染症対策と税制

- (ア) 新型コロナウイルス感染症対策における税制措置
 - a 【一律給付と税による事後調整】緊急時に一律給付する場合、年末調整や確定申告の際に税により調整を 行う新たな仕組みを検討するべき
 - b 【給付付き税額控除の検討】コロナ禍の長期化や、新たな感染症の流行も見据え、我が国でも給付付き税 額控除の導入に向けた検討を始めるべき
 - c 【地方税の軽減措置】収益が減少した中小企業等に対し国が更なる地方税の軽減措置等を講ずる場合、国 費で全ての自治体に全額補塡するべき
 - d 【軽症者等への支援】やむを得ず自宅療養する軽症者等が感染拡大防止のため購入する日用品や備品の費用を控除対象とすることを検討するべき
 - e 【個人住民税の現年課税化】コロナ禍により前年所得ベースの個人住民税の負担感が増す。国は現年課税 の具体化に向けた検討を加速させるべき
 - f 【テレワーク推進税制】企業課税及び従業員の給与所得課税の両面において、テレワーク環境整備に要する費用の控除対象の拡大を検討するべき
 - g 【行政のデジタル化の推進】所得情報を正確かつリアルタイムに把握する基盤が必要。税務手続簡素化等 に当たっては社会全体のDX推進が重要
- (イ) 感染症対策における地方の役割を踏まえた税制
 - a 【交付金拡充と制度再構築】地方創生臨時交付金等を拡充・継続するとともに、将来に向け、感染症対策の 税源を模索し制度を再構築していくべき
 - b 【基幹税の見直し】所得課税は累進構造や課税ベースの適正化、法人課税は租税特別措置の適切な見直しな どがまずは検討されるべきである
 - c 【EUの例】感染症対策の財源確保は世界共通の課題。EUではコロナ対策財源として、デジタル課税、国 境炭素税、金融取引税が検討されている
 - d 【為替取引税】超低税率で一定規模の税収を見込める為替取引税(トービン税)の議論を進め、国際的合意 形成の余地を探る意義は小さくない
 - e 【デジタルサービス税】OECDにおけるデジタル課税の国際的合意形成が難しい場合に備え、デジタルサービス税(DST)導入の可能性も模索するべき
 - f 【国境炭素税・温対税】国境炭素税の合意形成が難しい場合は、「地球温暖化対策のための税」(温対税) に税率を上乗せすることも考えられる
 - g 【地方への配分と国際機関への拠出】これらの税収は適切な時期に特別会計化し、これを基に新型コロナ対策の特例国債を償還する。それに加え、地域の検査・医療提供体制強化に向け地方に交付金を配分するとともに、感染症対策に取り組む国際機関等に資金を拠出することも検討するべき